

1 大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議 設置要綱

平成25年3月18日 24福介発第13868号区長決定

改正 平成28年4月1日 28福介発第10081号部長決定

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」（以下これらを「計画」という。）を一体的に検討し、策定し、推進するため、大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の作成及び改定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 地域ケア会議に関すること。
- (4) その他区長が必要と認める事項

(委員の構成及び委嘱)

第3条 推進会議は、次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する委員（以下「委員」という。）21人以内で構成する。

- (1) 学識経験者・弁護士
- (2) 保健医療
- (3) 福祉
- (4) 地域
- (5) 区民

2 前項第5号に規定する委員は、一般公募により選出する。

3 委員を辞職しようとするときは、理由を添えて区長に申し出なければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度までとする。ただし、辞職した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。ただし、初回については、区長が招集する。

- 2 推進会議は、区長の諮問に応じ、必要な事項を答申する。
- 3 推進会議は、必要と認める場合は、計画に対し、区長に提言することができる。
- 4 推進会議は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 推進会議には、第2条各号に規定する事項を検討する専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門部会の委員として会長が推薦し、区長が委嘱する者（以下「部会委員」という。）をもって組織する。
- 3 部会には、部会長を置き、部会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌握するとともに、調査検討経過及び結果を推進会議に報告する。
- 5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員が、その職務を代理する。
- 6 部会は、必要と認める場合は、部会委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 推進会議及び専門部会は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長又は部会長は、推進会議又は専門部会の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
 - (2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合
 - (3) 議案に個人情報が含まれている場合
- 2 前項の規定に基づき推進会議又は専門部会及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、推進会議又は専門部会に関係した者は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 推進会議及び専門部会の庶務は、福祉部高齢福祉課及び福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び専門部会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議 委員名簿

区 分	氏 名	備 考
学識経験者 弁護士	◎佐藤 信人	認知症介護研究・研修東京センター
	藤原 佳典	東京都健康長寿医療センター
	遠藤 真吾	東京弁護士会
保健医療	正林 浩高	一般社団法人 大森医師会
	○織茂 毅	一般社団法人 田園調布医師会
	松坂 聡	一般社団法人 蒲田医師会
	塩津 二郎	公益社団法人 東京都大田区蒲田歯科医師会
	田中 敏郎	一般社団法人 大田区薬剤師会
福 祉	丸山 泰一	大田区特養・養護施設長会
	藍原 義勝	大田区通所介護事業所連絡会
	入野 豊	特定非営利活動法人 大田区介護支援専門員連絡会
	齋藤 佳代子	公益社団法人 大田区シルバー人材センター
	渕上 虎平	大田区地域包括支援センター嶺町
	森部 一夫	社会福祉法人 大田区社会福祉協議会
地 域	多田 喜代治	大田区シニアクラブ連合会
	平石 昭夫	大田区民生委員児童委員協議会
	深町 晴雄	大田区立特別養護老人ホームたまがわ「特たま家族会」
	青木 輝代	大田区自治会連合会
	萩原 和子	もみじ元気塾
区 民	清水 順市	公募
	松田 徹生	公募

◎会長 ○副会長

3 大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議 審議経過

開催日	審議内容
第1回 平成29年6月29日(木)	<ul style="list-style-type: none"> • おおた高齢者施策推進プラン平成28年度実施状況について • 平成28年度高齢者等実態調査結果について • 次期おおた高齢者施策推進プランの計画概要等について
第2回 平成29年8月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> • 第6期大田区介護保険事業計画の実施状況(平成28年度)について • 次期「おおた高齢者施策推進プラン」の骨子、基本理念及び基本目標(案)について
第3回 平成29年10月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> • 次期「おおた高齢者施策推進プラン」の策定に係る進捗状況
第4回 平成29年11月16日(木)	<ul style="list-style-type: none"> • 次期「おおた高齢者施策推進プラン」の(素案)について • 大田区区民意見公募手続(パブリックコメント)及び区民説明会の実施について
第5回 平成30年2月9日(金)	<ul style="list-style-type: none"> • 大田区区民意見公募手続(パブリックコメント)及び区民説明会の実施結果について • おおた高齢者施策推進プラン(案)について

4 用語解説（五十音順）

【あ行】

◇NPO

「NonProfit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

【か行】

◇介護予防ボランティア

介護予防事業の担い手となる高齢者のボランティア。公園体操指導者や介護予防サポーター等がある。

◇火災安全システム

家庭内での火災による緊急事態に備えて、火災警報器、自動消火装置、電磁調理器などを設置する事業。

◇家族介護者支援ホームヘルプサービス事業

要介護4・5の認定者を家族で介護している方にヘルパーを派遣し、身体介護や生活援助を行う事業。

◇機能強化型地域包括支援センター

東京都補助事業による名称。管内の地域包括支援センターを統括し、総合的に支援するセンター。統括・総合調整機能、後方支援・直接介入機能等を有する。

◇緊急通報システム

家庭内で病気など緊急事態に陥ったとき、胸にかけたペンダント型無線発報器等を用いて区の受託事業者の受信センターに通報することにより、受信センターが救急通報を行い、警備員が自宅に駆けつける事業。

◇基本チェックリスト

厚生労働省が定める25項目のチェックリストで、生活機能の低下を判定する。いずれかに該当する高齢者は、介護予防・生活支援サービスの事業対象者となる。

◇クールスポット

身近で涼しく過ごせる場所として、特別出張所、文化センター、老人いこいの家等に夏季期間に開設。

◇区民意見公募手続（パブリックコメント）

区が区民生活に広く関わりのある計画策定等を行う前に、広く区民から意見や情報を募集し、意思決定に反映させること。

◇ケアマネジメント

利用者や家族の希望、課題の分析を通じてケアプランを作成し、ケアプランに基づくサービスの提供を行い、効果を評価して必要に応じて見直しを行う一連のサイクルにより、利用者に必要なサービスが総合的に提供されるよう調整を行うこと。

◇ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険サービスの利用にあたって、介護を必要とする者や家族への相談・助言、利用者のケアプラン作成、サービス事業者への連絡や手配などを行う者。

◇合議体

介護認定の審査判定を行い、保健・医療・福祉の学識経験者で構成される機関。

◇高齢化率

総人口に占める65歳以上人口の割合。

◇高齢者等就労・社会参加支援センター（大田区いきいきしごとステーション）

概ね55歳以上の方を対象に、無料職業紹介事業、就業促進事業、ボランティア等の社会参加に関する相談や支援を行う。運営主体は大田区社会福祉協議会。

◇高齢者ほっとテレフォン

区役所が閉庁している時間帯の夜間及び休日に、区内にお住まいの概ね65歳以上の高齢者やその家族、関係者からの電話相談を看護師やケアマネジャー等が受け付ける。

【さ行】

◇サービス付き高齢者向け住宅

安否確認や生活相談等サービスを提供するバリアフリー構造の住宅で、都道府県知事の登録を受けたもの。

◇在宅医療相談窓口

病院から在宅医療への円滑な移行や在宅医療の継続にあたって、病院やケアマネジャー、在宅医療スタッフ等からの相談対応や、適切な在宅医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師等の情報提供や相談、関係者間の調整を行う窓口。大田区では、各医師会に設置。

◇シニアクラブ

シニア期の生活を健全で豊かなものにするため、ボランティア、健康の増進、生きがいを高めるための活動等を行う。

◇社会貢献型後見人（市民後見人）

弁護士等の資格は持たないが、社会貢献的、ボランティアな精神に基づき、後見人等の職務を全うするために必要な知識や技量、姿勢（倫理観）を身につけた上で、家庭裁判所から選任され、被後見人等の身近にあってきめ細やかな後見活動を行う第三者後見人。

◇住所地特例者

介護保険施設等に入所または入居し、その施設の所在地の住所を移した者は、例外として施設入所（居）前の住所地の区市町村が被保険者になる特例制度。

◇ショートステイ

在宅生活を継続するため、福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練等が受けられる介護保険の居宅サービス。

◇シルバー人材センター

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国、東京都、大田区からの支援を受けて運営されている公益社団法人。企業や家庭、公共団体などから、さまざまな仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者の登録会員に仕事やボランティア活動の機会を提供する。

◇シルバーピア

バリアフリー化等高齢者向けに配慮された賃貸住宅に、安否確認や緊急時対応等を行う生活協力員が配置された住宅。

◇審査支払手数料

区から国民健康保険団体連合会に委託された介護報酬の審査支払業務を行う際にかかる手数料。

◇生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援サービスの体制整備を推進することを目的とし、地域において、ニーズと活動のマッチングやネットワーク構築などのコーディネート機能を担う。

◇成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な者の財産管理、介護サービスや施設の入退所についての契約、遺産分割などの法律行為を支援する制度。本人の判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所によって選ばれた後見人等が本人を支援する法定後見制度と、本人が十分な判断能力を持っているうちに自ら代理人（任意後見人）を選び、本人の判断能力が低下した後で家庭裁判所に後見監督人を選んでもらい、代理人が後見する任意後見制度の2つがある。

【た行】

◇団塊の世代

終戦直後の昭和22年から24年頃までの間に生まれた世代。

◇地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を社会福祉協議会等で実施。

◇地域包括ケア「見える化」システム

介護サービス別の受給率、第1号被保険者あたりの給付月額等の現状分析や、介護サービス見込量等の将来推計など、介護保険事業計画の作成を総合的に支援するための情報システム

◇地域包括支援センター

日常生活圏域に1か所を基本に、大田区内21か所に設置。高齢者の総合相談窓口であり、地域包括ケアシステムの中核機関として、高齢者を支える地域づくりを中心となって推進する。

◇デジタルサイネージ

電子掲示板。ニュース、広告、案内などの映像や文字情報をデジタル表示する電子看板。

◇東京都介護給付適正化計画（第3期）

国の指針に基づき、都道府県と区市町村（保険者）が一体となって介護給付適正化の取り組みを推進するために、東京都が策定した計画。第3期については平成27年度から平成29年度までの期間で、東京都としての考え方や目標等を定めている。

【な行】

◇日常生活圏域

住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを総合的に勘案し、必要なサービスを整備するための圏域。概ね30分以内で移動できることなどが求められる。

◇認知症高齢者グループホーム

要介護1（一部要支援2）以上の認知症の方が対象の家庭的な共同生活を送る住まい。

◇認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症サポーターとして認定された者。認知症について正しく理解し、地域の中で自分のできる範囲において認知症の人や家族を見守る。認知症の人を支援する目印として「オレンジリング」が交付されている。

◇認知症支援コーディネーター

東京都が荏原病院認知症疾患医療センターに配置する「認知症アウトリーチチーム」と協働して、認知症の疑いのある高齢者を把握・訪問し、状態に応じて適切な医療・介護サービスにつなげる。区内全域を担当する。

◇認定率

第1号被保険者数に占める65歳以上の要支援・要介護認定者数の割合。

【は行】

◇避難行動要支援者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。一般に高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児などを対象としている。

◇福祉サービス第三者評価制度

利用者が主体的に福祉サービス事業者を選択できるよう、また事業者がサービスの質の向上に向けて取り組めるよう支援するための評価制度。事業者自らが第三者である評価機関と契約し、評価を受ける。評価機関は専門的かつ客観的な立場からのサービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価する。結果は利用者に公表されるとともに、事業者にも還元され、サービス向上に役立てられている。

◇福祉避難所

災害発生時に、高齢者や障がい者、乳幼児等で、一般の避難者との避難生活を送ることが困難な方を保護するための施設。

【ま行】

◇モバイルレジ

納付書に印刷されたバーコードを携帯電話で読み取ることで、介護保険料を納めることができるシステム。

【や行】

◇要支援・要介護認定

介護保険サービスの利用を希望者が、介護が必要な状態であるか、どれくらいの介護を必要としているかを介護認定審査会が審査判定し、区市町村が認定すること。介護保険の対象外の「非該当」、予防的な支援が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」の区分に分けられ、要介護5が最も介護が必要な状態。

【ら行】

◇老人いこいの家

高齢者に教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的にした施設。利用対象者は60歳以上の区内在住または在勤者。



おおた高齢者施策推進プラン
～大田区高齢者福祉計画・
第7期大田区介護保険事業計画～

平成30（2018）年度～平成32（2020）年度

発行年月 平成30年3月

発行 大田区福祉部高齢福祉課・介護保険課
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14
電話 03（5744）1111（代表）

おおた高齢者施策推進プラン
↳大田区高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画
↳

平成
30年3月

大田区